

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

令和五年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

令和五年三月十七日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和五年三月二十四日 午後一時三十分
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

令和五年三月二十四日 一 日 間

△議事順序

午後一時三十分開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

道祖土 証 議員

森 田 敏 男 議員 を指名する。

三、日程第五については、令和四年十月四日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

五、続いて、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

令和五年三月二十四日 午後一時三十分開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

令和五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合個人情報保護に関する法律施行条例を定める事について

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例を定める事について

日程第九 議案第三号 川越地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例を定める事について

日程第一〇 議案第四号 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎造成工事請負契約の変更について

日程第一一 議案第五号 訴えの提起について

日程第一二 議案第六号 令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)

日程第一三 議案第七号 令和五年度川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員(一三人)

第一番 道祖土 証 議員 第二番 森田 敏男 議員

第三番 加藤 進 議員 第四番 中原 秀文 議員

第五番 樋口 直喜 議員 第六番 吉敷賢一郎 議員

第七番 柿田 有一 議員 第八番 川口 啓介 議員

第九番 吉野 郁恵 議員 第一〇番 小林 薫 議員

第一一番 片野 広隆 議員 第一二番 大泉 一夫 議員

第一三番 小ノ澤哲也 議員

△欠席議員(なし)

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川 合 善 明

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○中原秀文議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○中原秀文議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

(落合昭仁書記 朗読)

川消総発第一〇六〇号

令和五年三月二十四日

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合管理者 川合善明

議案の提出について(通知)

令和五年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合個人情報保護の保護に関する法律施行条例を定めることについて

二 川越地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 川越地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例を定めることについて

副管理者	飯島和夫
〃	栗原薫
会計管理者	佐藤喜幸
消防局長	齋藤匡央
次長	西村政徳
〃	沼田健
川越北消防署長	藤崎進
川越中央消防署長	竹内太
川越西消防署長	三吉美弘
川島消防署長	浅見篤
総務課長	大谷清秋
予防課長	小久保和徳
警防課長	木村寛
救急課長	本澤哲
指揮統制課長	長澤俊幸
新消防庁舎建設準備室長	武笠浩

△議場に出席した職員

書記長	松本清一
書記	黒澤博行
〃	落合昭仁
〃	志村久美子

△開 会(午後二時二十分)

○中原秀文議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和五年川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。

四 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎造成工事請負契約の変更について
五 訴えの提起について

六 令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)

七 令和五年度川越地区消防組合一般会計予算

○中原秀文議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○中原秀文議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会議決第七一号

令和五年三月十七日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月二十四日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会議長第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一〇四〇号

令和五年三月二十四日

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

令和五年川越地区消防組合議会議長第一回定例会会議録

要求により、令和五年本組合議会議長第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

〃 栗原薫

会計管理者 佐藤喜幸

消防局長 齋藤匡央

次長 西村政徳

〃 沼田健

川越北消防署長 藤崎進

川越中央消防署長 竹内太

川越西消防署長 三吉美弘

川島消防署長 浅見篤

総務課長 大谷清秋

予防課長 小久保和徳

警防課長 木村寛

救急課長 本澤哲

指揮統制課長 長澤俊幸

新消防庁舎建設準備室長 武笠浩

△日程第四 会議録署名議員指名について

○中原秀文議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ
た川越市議会議規則第八十八条の規定により、

道祖土 証 議員

森田 敏男 議員

を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○中原秀文議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、令和四年十月四日以降本日までにて七件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二一号

令和四年十月四日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二四号

令和四年十月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二六号

令和四年十一月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の定例監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

川消監発第二八号

令和四年十一月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三一号

令和四年十二月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三三三号

令和五年一月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度十二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三三六号

令和五年二月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○中原秀文議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、去る令和四年十月三日開会の第三回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和四年十月三日、十二月二十七日及び本年三月二十四日の三日間にわたり、消防局三階講堂において、令和四年十月三日開会の第三回定例会において地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました付議事件であります。消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

第一日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、造成工事についてを議題とし、資料を基に理事者より説明を受け、種々質疑が行われました。次に、新消防指令センターの整備について、基本構想及び基本設計について資料を基に理事者より報告を受けました。次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は来年度以降予定されている庁舎棟工事や雨水貯留槽工事等に係る事業費等について調査を行うことを確認し散会いたしました。第二日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、造成工事について及び建設事業費についてを単独議題として理事者より資料を基に説明を受け、種々質疑が行われました。次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は令和四年度末に工事完了を予定している造成工事の成果について報告を受け、調査を行うことを確認し散会いたしました。

第三日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、実施設計について、造成工事について及び建設スケジュールについてを単独議題とし理事者より資料を基に説明を受け、種々質疑が行われました。次に、新消防指令センターの整備について、基本設計について資料を基に理事者より報告を受けました。次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動拠点として災害に強い消防庁舎を早期に整備することが必要であります。また、厳しい財政状況の中、建設資材は高騰しており、建設事業への影響も危惧されることから、付議事件について引き続き調査したいので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査といたしたい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。
令和五年三月二十四日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 中原 秀 文 様

○中原秀文議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第百九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△管理者挨拶

○中原秀文議長 申し上げます。管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 本日は令和五年度の当初予算案を御審議いただき第一回定例会でありますので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後の組合の行政運営に対し格別なる御支援と御鞭撻を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

さて、御承知のとおり川越市、川島町ともに依然厳しい財政状況ではございますが、令和五年度の当初予算案といたしましては、令和四年度の当初予算対比で七・三%増の五十九億二千四百六十七万四千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車の更新整備のほか、災害情報を迅速かつ正確に把握し的確な災害対応を図るため、通信機器の更新及び適正な維持管理を実施するほか、新消防指令センターの各種整備に係る事業を実施するとともに、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を維持向上させるため、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎の庁舎棟の建設工事、本年度迎える組合設立五〇周年に向けた各種事業を実施するものでございます。

また、令和五年度の当初予算案のほか、組合条例の新規制定案、一部を改正する条例案、本年度の一般会計予算の補正等がございます。詳細につきましては消防局長に説明させていただきますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安全安心を実感できるまちづくりのため

全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全安心の確保という観点に立ちます
組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力をお願い申し上げ、結びといた
します。

○中原秀文議長 以上で管理者の挨拶を終わります。

△日程第七 議案第一号 川越地区消防組合個人情報保護に関する法律施行条
例を定めることについて

○中原秀文議長 日程第七、議案第一号、川越地区消防組合個人情報保護に関する
法律施行条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めることに

ついて

川越地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり定める。

令和五年三月二十四日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○中原秀文議長 提案理由の説明をお願いします。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合個人
情報の保護に関する法律施行条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申
し上げます。

制定の趣旨でございますが、令和三年五月十九日に公布されたデジタル社会の形
成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定により、個人情報の
保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体についても個人情報保護法の規

令和五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

定が直接適用されることとなります。これに伴い川越地区消防組合個人情報保護条
例を廃止するとともに、改正後の個人情報保護法により条例において定めることと
されたもの及び条例で定めることができることとされた事項について規定する川越地区
消防組合個人情報保護に関する法律施行条例を定めようとするものでございます。
なお、個人情報の保護に関する法律の地方公共団体の適用が令和五年四月一日と
されていることから、この条例の施行期日を令和五年四月一日としようとするもの
でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し
上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありま
せんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに
決定いたしました。

△日程第八 議案第二号 川越地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例
を定めることについて

○中原秀文議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合情報公開条例の一部を改
正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和五年三月二十四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが、令和三年五月十九日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和五年四月一日からは地方公共団体にも法の規定が直接適用されることとなりました。個人情報保護制度及び情報公開制度は、住民等が川越地区消防組合の保有する情報の公開または開示を請求する仕組みを有している点において共通しており、両制度の統一的、効率的な運用を実施するため、川越地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例を定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和五年四月一日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第三号 川越地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例を定めることについて

○中原秀文議長 日程第九、議案第三号、川越地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三号

川越地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例を定めることについて

川越地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例を次のとおり定める。

令和五年三月二十四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、川越地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

制定の趣旨でございますが、令和三年五月十九日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和五年四月一日からは地方公共団体にも法の規定が直接適用されることとなりました。今回の個人情報保護法の一部改正を契機として、性質を同じくする川越地区消防組合情報公開条例において設置された審議機能を有する審査会及び川越地区消防組合個人情報保護条例において設置された審議会の機能を統合することで、情報公開制度及び個人情報保護制度の一層の統一的、効率的な運用を図ることを目的として、川越地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例を定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和五年四月一日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第 四号 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎造成工事請負契約の変更について

○中原秀文議長 日程第十、議案第四号、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎造成

令和五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案第四号

川越地区消防局・川越北消防署新庁舎造成工事請負契約の変更について
川越地区消防局・川越北消防署新庁舎造成工事請負契約（令和四年十二月二十七日議決第十四号）を次のとおり変更する。

令和五年三月二十四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎造成工事請負契約の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

変更の内容につきましては、路床安定処理工に使用しましたセメント固化材の価格に著しい変動を生じたため、川越地区消防組合建設工事標準請負契約款第二十六条第五項に基づき契約金額を五百四十三万四千円増額しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一一 議案第 五号 訴えの提起について

○中原秀文議長 日程第十一、議案第五号、訴えの提起についてを議題といたします。

議案第五号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するため、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定により、議会の議決を求める。

令和五年三月二十四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、訴えの提起につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

訴えの提起につきましては、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設事業用地の一筆である川越市御成町二十二番一に条件付所有権移転仮登記が設定され、当該登記者の所在が不明なことから、当該仮登記の抹消登記手続を求め、訴えを提起しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し

上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一二 議案第 六号 令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)

○中原秀文議長 日程第十二、議案第六号、令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

議案第六号

令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)

令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九千二百八十三万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十五億八千四百四十四万円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

令和五年三月二十四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第六号、令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。議案書六の一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九千二百八十三万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億八百四十四万円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、六の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、地方債の補正は、起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、六の三ページの第二表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。続きまして、別冊の令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第三号)により御説明申し上げます。

初めに、四ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。常備消防費でございます。常備消防費三百八十四万二千円の減額は、救急高度化の推進の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、常備施設費七千九百三十九万五千円の減額は、施設管理及び消防局庁舎建設の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

令和五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

次に、非常備消防費でございます。川越非常備消防費十九万六千円の減額は、消防団車庫建設及び消防団消防車両整備の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

五ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費三百三十八万一千円の減額は、水利施設管理の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、公債費でございます。利子六百二十五万五千円の減額は、組合分利子償還金及び川越市分利子償還金の償還金額の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、負担金一億七千六百三十七万七千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、事業費の確定及び特定財源の追加に伴い、川越市、川島町それぞれの共通経費、川越市の非常備消防費、水利施設費及び公債費を減額しようとするものでございます。

次に、繰越金一億一千五百六十九万九千円の追加は、前年度剰余金を追加しようとするものでございます。

三ページに移りまして、消防債四千四百六十万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、各種事業の事業費確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し一千二百九十六万九千円を計上いたしました。消防施設等整備費補助金といたしまして、高規格救急自動車等の整備に係る国庫補助の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げます内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、六ページにございます附表一につきましては地方債に関する調書でございます。

ますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一三 議案第七号 令和五年度川越地区消防組合一般会計予算

○中原秀文議長 日程第十三、議案第七号、令和五年度川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第七号

令和五年度川越地区消防組合一般会計予算

令和五年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十九億二千四百六十七万四千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十二条第一項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第二表継続費」による。

（地方債）

第三条 地方自治法第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第三表地方債」による。

（一時借入金）

第四条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

令和五年三月二十四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第七号、令和五年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書七の一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九億二千四百六十七万四千円と定めようとするものでございます。

令和四年度当初予算と比較いたしますと、割合にして七・三%、額にして四億百四十九万八千円の増額となっております。水槽付消防ポンプ自動車等の更新整備及び新消防庁舎建設に係る事業費の増額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を七の二ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものでございます。

第二条、継続費の経費の総額及び年割額を七の四ページの第二表継続費のとおりに定めようとするものとさせていただきます。

第三条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を七の五ページの第三表地方債のとおりに定めようとするものとさせていただきます。

第四条、一時借入金への借入れの最高額を三億円と定めようとするものとさせていただきます。

それでは、別冊の令和五年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

負担金の総額は五十億七千三百六十八万一千円を計上いたしました。消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料の総額は三十八万五千円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込額でございます。

次に、消防手数料の総額は五百三万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に係る見込額でございます。

四ページに移りまして、利子及び配当金は一万円を計上いたしました。基金利子といたしまして職員退職手当基金に係る見込額でございます。

次に、物品売払収入は百六十七万一千円を計上いたしました。不用品売払収入に係る見込額でございます。

次に、消防寄附金一千円は科目の設定でございます。

次に、繰越金は二千五百万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

五ページに移りまして、預金利子一千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は百五十二万七千円を計上いたしました。受託収入といたしまして川越自警消防費の見込額でございます。

次に、雑入の総額は一千八百十六万八千円を計上いたしました。支弁金といたしまして関越自動車道救急業務支弁金、雑入といたしまして職員駐車場登録料及び雑入の見込額でございます。

次に、消防債の総額は七億九千九百二十万円を計上いたしました。常備消防債、非常備消防債、水利施設債及び消防局庁舎建設債といたしまして各事業債に係る見込額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。七ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、議会費でございます。議会費の総額は七百二十九万五千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

総務管理費でございます。一般管理費の総額は三百四十八万九千円を計上いたしました。特別職の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、公平委員会費の総額は八万一千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

次に、監査委員費でございます。監査委員費の総額は三十八万二千円を計上いたしました。監査委員の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

次に、常備消防費でございます。常備消防費の総額は四十五億六千八百五十九万一千円を計上いたしました。事業につきましては、職員人件費、組合設立五〇周年記念事業、火災予防対策、消防車両整備、救急高度化及び消防通信整備等の常備消防に係る内容でございます。

主な事業につきまして申し上げます。

九ページに移りまして、職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費等に係る所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利

厚生及び給貸与物品に係る所要額でございます。

十ページに移りまして、組合設立五〇周年記念事業につきましては、五〇周年記念式典、各種記念事業及び記念誌作成に係る所要額でございます。

次に、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び住民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額でございます。

十一ページに移りまして、消防車両整備につきましては、水槽付消防ポンプ自動車の更新整備等に係る所要額でございます。

次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成、救急隊員の研修及び救急自動車等の更新整備に係る所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、新消防指令センター整備事業実施設計業務委託及び消防緊急通信指令施設保守管理業務委託等に係る所要額でございます。

十二ページに移りまして、消防署活動業務費につきましては、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の消防活動資機材の整備等に係る所要額でございます。

次に、常備施設費の総額は二億三千六十七千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地、消防庁舎改修、消防局庁舎整備推進及び消防署施設管理の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防庁舎改修につきましては、川越中央消防署外壁改修工事を計上いたしました。また、消防局庁舎整備推進につきましては、計画通知申請等業務委託及び下水道負担金などの消防庁舎建設に係る所要額でございます。

十三ページに移りまして、消防局庁舎建設事業費でございますが、令和五年度から令和七年度までの継続費といたしまして、令和五年度分の五億五千七百四十万円を計上いたしました。消防局庁舎建設事業の庁舎棟等及び造成等の各事業でございます。庁舎棟建設工事及び造成工事などの消防庁舎建設に係る所要額でございます。次に、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は一億七千六百二十二万円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理、消

防団車庫建設、消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業を申し上げますと、消防団車庫建設につきましては、大東分団車庫建設に係る所要額でございます。消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、報償費及び消防活動用資機材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十四ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は五千六百三十七万七千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団施設管理、消防団車両管理、消防団消防車両整備及び消防団事務の各事業でございます。

主な事業を申し上げますと、消防団消防車両整備につきましては、第六分団の消防ポンプ自動車更新整備に係る所要額でございます。消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、報償費及び消防活動用資機材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費の総額は一億二十七万三千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

次に、川島水利施設費の総額は五百六十四万八千円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

次に、自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は百五十二万七千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務につきましては、自警消防隊に対する補助金及び資機材等の維持管理等に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、公債費でございます。元金の総額は二億百十三万九千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は一千五百八万五千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込額でございます。

十八ページに移りまして、予備費でございます。予備費といたしまして四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、十九ページ以降にございます附表一につきましては給与費明細書、附表二につきましては継続費に関する調書、附表三につきましては地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第七号、令和五年度川越地区消防組合一般会計予算について質疑を申し上げます。

まず、一点目ですが、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

令和四年度は、社会環境を取り戻す形で様々な社会活動が再開をされる年となりました。一方で、接触が多くなり、新型コロナウイルスの感染が大変大きく広がった年でもあったかというふうに思います。新年度、令和五年度は、これに加えて新型コロナウイルスの法的対応なども変化が予定されているということもあって、現場でこの感染症を含めた様々な救急などの対応に当たられる消防救急の職員の皆さんの活動状況がどのように変化をするのかということが気になるところであります。

そこで、新型コロナウイルス感染症に伴う救急要請時の対応について、どのような変化、対応を新年度は考えているのかお伺いをいたします。

二点目は、財政状況に関わる質疑であります。

新庁舎の建設が造成工事から本格的な事業ということで、大きな事業が進展をしつつあります。また、こうしたものと別に、構造的に設備の老朽化や、それから消防の様々な車両の更新など、大きな支出が消防は多い部分もあるかと思えます。こうした中であって気になるのは公債費の状況ですね。まず、この公債費の近年の動向についてどういうふうになっているのか、また、今後どういうふうになっていくのか。とりわけ近年ここ数年では、緊急防災減災事業債という極めて有利な条件での起債を活用しながら様々な事業を行ってきたというふうに思いますが、この緊急防災減災事業債は令和七年度まで、比較的期限があるものというふうに承知をしていますけれども、今後この緊急防災減災事業債をどのように活用していくのか、動向なども含めてお伺いしておきたいと思えます。

三点目は、いよいよ新年度は組合設立五〇周年ということで、私たちにとつても大変うれい年になるかというふうに思いますが、この組合設立五〇周年記念事業が幅広く行われるものと思えます。とりわけ市民、町民に対してどういうふうな働きかけを行って、どのような事業が取り組まれるのか、それによってどういう人たちがそうした事業に参加していくのか、組合のPRにどういうふうに結びついていくのか気になるところでもありますので、この点についてお伺いしておきたいと思えます。

最後に、消防団の状況について、非常備消防についてお伺いをいたします。

近年この消防団については、定数を大幅に割り込むということで、特に消防災害時の活動について、常備消防を支えていただいて、常に現場では同時に現場に出場し活動を支えていただいている大変重要な部分ではありますが、その人員の確保が容易ならざるものであるということが近年言われているところであります。現場に、また消防団の皆さんと接するとき、これを拡充、増員するために知恵を貸して、力を貸してほしいという声などもよく聞かれる話です。

そこで、改めてですけれども、消防団の定数充足状況等はどのようになっている

いるのか、また、これを満たす、増やすためにどのような取組を行おうと考えているのかお伺いをいたしまして一回目といたします。

(本澤 哲救急課長登壇)

○本澤 哲救急課長 新型コロナウイルス感染症に伴う救急要請の対応について御答弁申し上げます。

救急要請時における対応につきましては、発熱等の傷病者だけではなく取扱う全ての傷病者は何らかの感染症に罹患しているという想定の上で、感染防止対策に万全の注意を払いながら、搬送に携わる隊員自身が感染しないよう、また感染を他者へ拡大させないように、引き続き標準予防策の徹底を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症が令和五年五月八日から感染症法に定める二類相当から五類に移行することが決まっております。今後につきましては、五類への移行後も当該感染症が疑われる傷病者からの救急要請が高いことが予想されることから、広報活動と併せて民間救急事業者との連携を深めるとともに、保健所や医療機関からの指導を仰ぎながら適切に対応を行ってまいります。

以上でございます。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

初めに、公債費の動向につきましては、令和五年度当初予算において公債費の占める割合は三・六％で、前年度対比で八・五ポイントの減少となっております。これは平成九年度及び平成二十九年度消防施設整備事業債の元金の償還が終了したことによるものでございます。令和五年度以降につきましては、新消防庁舎建設事業により普通建設事業費の大幅な増加が見込まれること、また、令和二年度事業債の償還及び令和四年度事業債の償還が開始されることから増加で推移していくものと見込まれます。

緊急防災減災事業債につきましては、令和七年度までの事業債となっております。事業債の充当率一〇〇％、そのうち交付税参入率が七〇％と、他の事業債と比較して

財政的に非常に有利な起債となっております。予定されております新消防庁舎建設事業、大東分団車庫新築工事、新消防指令センター整備事業への活用を見込んでおります。

次に、消防組合設立五〇周年事業についてでございますが、各消防署における消防体験見学会を五月から十一月にかけて計八回開催いたします。六月には川越市立博物館、川島消防署、そして埼玉県防災航空センターをめぐる消防体験バスツアーを開催いたします。また、十一月十八日、十九日の二日間で消防組合設立五〇周年記念式典及び特別記念事業として消防フェスタを行います。消防フェスタにつきましては、子供たちを含む若い世代に消防防災の関心を深めてもらえるような体験記憶、触れ合いをコンセプトとした体験型の事業とする予定でございます。また、翌年三月には五〇周年記念誌を刊行し、別冊の漫画誌は管内の小中学校等へ配布し、子供たちへ消防の魅力を伝えていきたいと考えております。

これらの事業は、消防組合公式ユーチューブチャンネルや五〇周年特設サイト、消防組合広報誌にて住民の皆様へPRしてまいります。

次に、消防団の状況についてでございますが、令和五年三月一日現在、川越市消防団につきましては、定数三百三十名、実員二百六十八名で、八一・二％の充足率でございます。川島町消防団につきましては、定数百二十九名、実員百十七名で、九〇・七％の充足率でございます。

全国的に消防団員数の減少が深刻な課題となっており、当中合消防団においても同じような課題を抱えているところでございます。川越市消防団では、十二個分団のうち、南部、西部に位置する五個分団におきまして充足率八〇％に至っていない状況でございます。一方、川島町消防団では、六個分団全ての充足率が八〇％を超えている状況でございます。

消防団増員の取組といたしましては、組合広報誌やホームページにおいて団員募集を呼びかけるほか、川越市消防団では昨年、尚美学園大学で開催された学園祭にブースを設けまして、大学生に向けた消防団PRを実施いたしました。川島町消防団では、今年行われた成人式において団員募集のリーフレットを配布するなど、若

い世代へのPRを実施しております。また、埼玉県が開設した二十四時間入団の申込みができる消防団ポータルサイトに川越市消防団、川島町消防団ともに窓口を掲載しております。

今後も組合行事でのPRのほか、市、町の行事の際に御協力をいただくなど、様々な方法で消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。

まず、消防団の団員確保の問題と、それから組合設立五〇周年の関係であります。が、団員の確保については、なかなか充足率が厳しい状況がうかがえます。従来の地縁組織、自治会など、これは高齢化や、それから地縁組織のあり方ですよね。自営業者などからサラリーマンにということ、地域の実情が大分変わって、従来型ではなかなか難しいだろうと思いますが、一方で、メディアなど、ドラマや映画などで消防が取り上げられることもあります。そういったものを利用しながら、憧れの職業になるような感動的なドラマも散見されるところで、こうしたものと関連するような、先ほど御答弁のあった五〇周年記念事業ではPR動画などを含めてPRがされる、また大学などというところで取組が行われるような形で動いているようですので、ぜひ消防団員、それから、団員だけではなくて今後の優秀な職員の確保に向けてぜひ積極的な取組を広く進めていただきたいと改めて申し上げておきたいと思っております。

公債費、財政状況については把握をさせていただきました。一時的に公債費が下がるということですが、今後、庁舎建設という大きな事業が控えておりますし、それから、先ほど申し上げたとおり、消防は大変お金がかかる分野でもございます。当組合の場合は、川越市と川島町とそれぞれから構成されていて、財政当局と直接のやり取りというよりは負担金という形でワンクッション置いて財政運営ということになるだろうと思っております。市、町直接であれば、かなり厳しいやり取りが

財政当局とあるわけですが、そういった状況で厳しい財政状況という言葉が度々出ますけれども、組合の皆さんにおかれましても、ぜひそういった財政状況をきちんと理解をしながらそれぞれの必要な事業に、とはいえ、必要なことはきちんとやっていたかどうかということで、直接市民の、町民の安全に関わる分野ですので、そうした財政状況も踏まえながら合理的な運営を望みたいというふうに思います。

さて、最後に、新型コロナウイルスの感染症対応について聞きました。五類への移行ということも決まっているということで、これによってどういうふうに市民と新型コロナが推移していくのかということは慎重に見守ることが必要だろうというふうに思いますが、こうした中、現場の救急も大変に増えている状況が見られます。この増えているところに、どういうふうな救急隊がきちんと対応できるのかということに関して、近年救急車の適正利用という言葉が聞かれるようになりました。

過去には少しシビアな言葉も話されたこともありますが、一方で、高齢化などで川越も川島町も比較的田舎の部分ですよね、公共交通機関が必ずしも十分でないところなどもあって、そういったところも含めて救急への要請があるだろうというふうに思います。ですので、適正利用がきちんと理解をされないと利用の抑制につながったり不安を拡大させたりすることにならないかということも一方では懸念されることで、住民とそれから消防局の体制がどういうふうになるかということは、きちんとわきまえて理解をしておかなければいけないというふうに考えます。

そこで、最後に、救急車の適正利用における具体的な方策について、どのように考えておられるのかお伺いをいたしまして私の質疑といたします。

(本澤 哲救急課長登壇)

○本澤 哲救急課長 救急車の適正利用における具体的な方策について御答弁申し上げます。

近年救急車の出場件数及び搬送人員は増加の傾向にあり、救急隊の現場到着時間も遅くなっています。また、救急搬送における傷病程度別の軽症による搬送人員は全体の約半数を占めております。限られた救急車を有効に活用し、緊急を要する重

症傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにするために、当組合では、救命講習や広報誌、ホームページ等で、事故を未然に防ぐ取組として予防救急の普及推進を継続して行っております。また、緊急を要しない傷病者に限って埼玉県緊急電話相談、#7119の利用促進や搬送を行う民間救急事業所の認定を推進しており、現在組合管内において九事業所が登録し、令和四年中の搬送実績は二千八百十三件となっております。

今後につきましても救急件数増加に対し民間の救急搬送事業所等の活用を促してまいります。

以上でございます。

○中原秀文議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△議員提出議案提出

○中原秀文議長 提出者、道祖土証議員、賛成者、加藤進議員ほか九人の議員より議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例を定めることについてが提出されました。所定の手続は整っております。よって、これを日程第十四とし日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

△日程追加

日程第十四 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例を定めることについて

○中原秀文議長 日程第十四、議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例を定めることについてを議題といたします。

（落合昭仁書記 朗読）
議員提出議案第一号

川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例を定めることについて

川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例を別紙のとおり定める。
令和五年三月二十四日提出

提出者 川越地区消防組合議員 道祖土 証

賛成者 同 加藤 進

同 樋口直喜

同 吉敷賢一郎

同 柿田有一

同 川口啓介

同 吉野郁恵

同 小林 薫

同 片野広隆

同 大泉一夫

同 小ノ澤 哲也

△提案理由の説明（道祖土証議員）

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。道祖土証議員。

（道祖土 証議員登壇）

○道祖土 証議員 ただいま上程になりました議員提出議案第一号、川越地区消防組

合議会の個人情報の保護に関する条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

制定の趣旨ですが、国や地方公共団体、民間事業者などの個人情報保護制度を一本化するを目的とした個人情報保護法の改正において、地方公共団体の議会は個人情報の取扱いに係る規律の適用対象機関から除外されていることから独自に基準を定める必要があります。このため川越地区消防組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の利益を保護することを目的として、川越地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例を定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和五年四月一日としようとするものでございます。議員各位におかれましては、何とぞ速やかに議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○中原秀文議長 以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時二十六分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告し、委員長の報告どおり継続審査とした。

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めることについて

原案可決

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

原案可決

令和五年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第九 議案第三号 川越地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例を定めることについて

原案可決

日程第一〇 議案第四号 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎造成工事請負契約の変更について

原案可決

日程第一一 議案第五号 訴えの提起について

原案可決

日程第一二 議案第六号 令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

原案可決

日程第一三 議案第七号 令和五年度川越地区消防組合一般会計予算

原案可決

日程第一四 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて

原案可決